

# かわちのタイムス

2018.6.1発行 No. 33

かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明

〒577-0012 東大阪市長田東 2-3-22-601

T)06-6785-7133 F)06-6785-7133

E-mail: info@kawachino.org

URL: http://kawachino.org

## 本当は〇〇な給与計算

### どなたのお仕事ですか？

#### ●「全部自社でやる」場合

「事業主が手を取られ本業に専念できない」  
「担当者の締切前の残業など負担が大きい」  
「正しくできているかどうか不安」などの声  
が聞かれます。

#### ●「外注する」場合

小規模な企業では、税理士か社労士に依頼する  
のが普通です。給与計算を正しくおこなう  
には、労働法と社会保険の知識が必要です。  
税理士は源泉税のプロですが、労働・社会保  
険の手続きはあくまでも「サービス」です。

#### ★「かわちの社労士に依頼する」場合

給与計算と労働・社会保険の手続きを合わせ  
て行うことで、迅速な実務が可能です。  
給与計算を通して、会社の人事・労務の課題  
が見え、様々なご提案が可能になります。  
当事務所は、顧問報酬の中に給与計算を組み  
込み、お得な報酬体系を備えています。

**お客様のご要望にお応えします！**

現在、3名～130名規模の給与計算を10  
余社受託し、次のニーズに応じています。

タイムカードの集計(7社)

年次有給休暇管理(4社)

給与明細書の封入(9社)

年末調整(全社)※法定調書のぞく

このほど、開業以来のお客  
様の数が三桁に達しました。  
「お客様との出会い(経路)」  
は昨年10月にまとめていま  
すので、今回は「お客様の分類」  
に取り組んでみました。  
中小企業の町Ⅱ東大阪市で  
「生まれ、育ち、働く」社労  
士として、中小事業主と働く  
こと、  
少なりともできたでしょうか。  
建設計・介護・保育の3業種  
をはじめ、幅広い業種の様々  
なニーズに応えられるように。  
個人の年金・労働相談などの  
お悩みにも応えていけるよう  
事務所として研鑽を積んでい  
きたいと考えています。

お陰様で  
出会いに感謝・感激・雨あられ  
お客様100件

### ★お客様の分類

#### ◆業種別

建設	27
介護	19
保育	9
製造・加工	12
その他	25

※重複あり

#### ◆地域別

東大阪市	65
府内他市	31
他府県	4

#### ◆会社・個人別

事業主	90
個人	10



チューリップと言えば「心の旅」を思い出す世代です

だから映画はおもしろい  
vol.28

『ニッポン国  
VS  
泉南石綿村』  
いしわた  
(2017、日本)

●現在、各地で係争中のアスベスト訴訟。本作は工場労働者のアスベスト被害認定を求めた大阪・泉南アスベスト国賠訴訟、8年間の全記録です。

筆者は2006年の提訴以来、裁判支援者や弁護士を通じて、アスベスト被害の実相や裁判の進行状況を聞く機会があり、関心を寄せていました。

●監督はドキュメンタリーの怪作『ゆきゆきて、神軍』の原一雄です。本作にも過激な「突撃取材」が登場します。同時に原告一人ひとりの生きざまを捉えて、途中休憩（インターミッション）ありの215分という長編に仕上げています。

●青春時代、子ども時代にアスベストに曝された被害者たち。国が負けても負けても裁判を続ける中、次々と苦しみながら亡くなっていきます。最高裁で国の責任が認められたものの、損害賠償の対象は昭和33年から44年に勤務していた労働者に限るという理不尽な結果となりました。

原告団・弁護団・支援者（とりわけ過激なYさん）の対立、葛藤も描かれ、映像から監督自身の怒りも感じられます。

●いま、ウソの上にウソを重ねることが当たり前のように横行しています。政治も社会も「どうせ変わらない」という無力感・諦めがいちばん危険です。

そんな時代に、「ニッポン国」に挑んだ泉南の名もない民衆のたたかひの記録から、大切なことを教わったように思います。

法案成立のために国会が延長されることとなり、「働き方改革」法案への世間の関心も高まっています。

「裁量労働制」拡大の法案こそ撤回されたものの、「高度プロフェッショナル制度」が「裁量労働制」拡大への迂回路となることが予想されます。

「高プロ制」は、収入1075万円以上の「高度専門職」については、労働時間の制限がなくなり、残業代も払われなくなる制度で、「残業タダ働き」「定額働かせ放題」制度と批判されています。

「高プロ制」の対象労働者は少数でも、高プロ制導入は

年収要件引き下げ↓裁量労働制拡大の流れが見え見えです。これは、過労死防止を求める世論に逆行する流れです。

国会自体が「議論の場」というより「対決の場」になっている関係で、「労働基準法改正」のポイントが曖昧なまま推移しています。

EUが法制化している「勤務時間インターバル規制」（連続11時間以上の休息時間確保）は、1日の労働時間規制にも役立つ制度です。このような制度こそ議論されるべきです。

テーマ	方向	成立
労働時間の上限規制	規制強化	(○)
高プロ制の導入	規制緩和	(○)
裁量労働制の拡大	規制緩和	×

結局のところ、今回の「盛り合わせ」法案は、左の表の様にまとめられるでしょう。次回からは、「働き方改革」への中小企業の対応を考えていきます。

「働き方改革」で  
中小企業  
【第3回】「高プロ制」は「○○放題」？

編集後記

▼大谷選手の活躍で、連日のように記録・数字が掘り起こされています。当事務所もそれに従って、5年間のデータを棚卸して、1面の「分類表」を作成しました。

▼「障害年金千人打切り」の衝撃報道。何れも二十歳前から障害のある成人で、審査の一本化により不認定に。受給者の大切な障害年金を「審査の変更」で奪っていいのか。